

「(仮称) 戸田市手話言語条例 (案)」についてご意見を募集します

言語はお互いの気持ちを理解したり、様々なことを学んだり、社会に出て毎日過ごすために欠かせないものです。手話は、ろう者（生まれつき聴覚障がいがあり、手話でコミュニケーションをとる方）が大切に育んできた言語で、音声言語である日本語とは異なる視覚的な言語です。

戸田市では、手話は言語であるとの基本理念をもとに、手話の普及と手話を使いやすい環境を整備するために、「(仮称) 戸田市手話言語条例 (案)」を制定し、ろう者を含む全ての人がお互いに尊重し合い、支え合って暮らしていける社会の実現を目指します。

つきましては、広く市民の皆様のお考えをお聴きしたく、以下のとおりご意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和2年1月6日（月）から令和2年2月5日（水）まで

2 資料公開場所

市のホームページ（<http://www.city.toda.saitama.jp>）、担当課（市役所2階6番窓口障害福祉課）、市政情報コーナー（市役所2階）、各福祉センター（東部・西部・新曽）、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター（あいパル）、福祉保健センター及び心身障害者福祉センターでご覧いただけます。

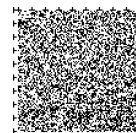
3 関係資料

別添（仮称）戸田市手話言語条例（案）
（仮称）戸田市手話言語条例（案）の逐条解説

4 提出方法

資料公開場所へ持参、郵便、FAX（048-444-5588）、
電子メール（syogaifuku@city.toda.saitama.jp）

※資料公開場所により受付時間が異なります。



5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は、日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、提出される方の住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載がない場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出されたご意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。公開の際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約して掲載する場合があります。

また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 (仮称) 戸田市手話言語条例(案) についての問い合わせ先

戸田市福祉部障害福祉課

TEL 048-441-1800 (内線273)

FAX 048-444-5588

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市総務部庶務課

TEL 048-441-1800 (内線363)

FAX 048-433-2200

